

うえだ

広報

昭和51年4月1日

第716号

発行 上田市
編集 秘書課
電話 上田②4100
印刷 田辺印刷

昭和27年12月22日第3種郵便物認可・毎月1日・16日発行・定価1部3円



熱演!!

上田真田歌舞伎

3月20日春分の日に市民会館で行われた上田真田歌舞伎。赤穂浪士の討入を題材にした仮名手本忠臣蔵 祇園一力茶屋の舞台。
大正時代から続く地芝居も後継者のいない悩みが深刻のようだ。

主な内容

各種証明、閲覧など手数料を改訂	2・3面
各施設の使用料を改訂	
交通災害共済の見舞金を増額	4面
千曲川市民公園運動場許可が必要に	4面
住宅火災が多発、春の火災予防運動4月10日から	5面
春の交通安全運動実施	6面
街を山を緑でつつもう。緑のまつり開催	7面
国民年金保険料が改訂	7面
むだをなくし物を生かす市民運動特集	10・11面
青少年の不良化防止は家族の温かい心で	12面

市民の動き(3月1日現在)

出生以下は2月中の数字	
人口総数	106,880 (+118)
男	51,893 (+66)
女	54,987 (+52)
世帯数	30,755 (+38)
出生	117 (-6)
死亡	82 (+23)
婚姻	51 (+8)
離婚	6 (+1)

()内は前月比

第3種郵便物認可
《縦覧する台帳》
土地課税台帳、土地補充台帳、
家屋課税台帳、家屋補充台帳、償

地目変換、家屋では改築や損壊な
どがない場合は、これから三年間
価格が据置かれますので、所有す

下表日程に
ますので、仮
さい。未登録
料金は、注
この期間中
個人あてで通
回から個人通
ます。(今後
こ了承くださ
とところ・村
また、期間
を受けなかつ
16日(日)の間
します。たた
5日(水)6日
間料1000円か
つれていった
が加算されま
大が死んだた
だちに市役所
電話22
有線2

月	日	地
4月5日	(日)	北部 南部 川辺
4月6日	(月)	東部 南部 城下
4月7日	(火)	北部 西部 泉田 川西
4月8日	(水)	西部 神川
4月9日	(木)	塩尻

改訂された主な手数料表

種 類	1件当りの手数料
土地、建物の登記に関する証明	100円
資産に関する証明	
所得に関する証明	
納税に関する証明	
印鑑登録証明	100円
印鑑登録証再交付	200円
住民票、付票の証明	100円
身分証明	
外国人登録済証明	
住民票、付票 公簿書類、土地図面	の閲覧 100円
道路証明	300円
寄付募集の許可	100円
原付自転車の臨時 運行許可標識交付	7日以内 150円 8日以上1年以内 1,500円
その他諸証明	

四月一日から、各種証明、閲覧などの手数料が左表のとおり改訂されました。
印鑑登録は、昨年七月から印鑑

四月一日から、市の各施設の使

住民票

印鑑証明など100円に

各種証明・閲覧など
手数料を改訂
〈4月1日から〉

登録証制度（手帳型式）に変わり、その正確さと、迅速さを図っています。登録替を済ませていない人は、印鑑と自分を証明するもの（運転免許証など官公署発行の写真入り証明書）を窓口へ提出してください。証明するものがない人は、印鑑登録が済んだ人の証明（保証人）が必要です。くわしくは、市役所一階市民課の窓口でご相談ください。印鑑登録証の手帳は、あなたの実印と同じです。紛失しないよう、大切に保管しましょう。

各施設の

使用料を改訂

用料が、次のように改訂されました。

体育施設

〈野球場〉

専用で本塁側と外野側で試合をするなど、同時に二試合以上行う場合は、使用料の五割増しになりました。（使用料は別表①）
染屋の県営野球場は県の使用料によります。

〈水泳場〉

水泳プールは、自由使用が一般五十円、中学生以下三十円になりました。
交替は、一回目午前八時三十分

滞納者への

督促手数料50円徴収

五月一日から、市税などの督促状を送付するときは、一通につき五十円の督促手数料を徴収します。

道路証明は、家を新築するときや市道沿いの境界をはっきりさせるなど必要です。この証明は、申し込みが多く、すぐ調査し、証明することがむずかしいので、早目に市役所二階管理課窓口へ申し込んでください。

から正午、二回目午後〇時三十分から午後三時、三回目午後三時三十分から午後五時の三回交替です。（使用料別表①）
〈市民体育館〉
現行どおりで改訂しません。

〈庭球場〉

名称を公園内の庭球場を東庭球場、市民体育館前を西庭球場に変更しました。（使用料別表①）

〈その他の施設〉

使用料は別表①のとおりです。また、体育施設を上田市民以外の者が専用する場合は、使用料の三割増しとします。

〈お問合せ〉

上田市教育委員会体育課施設管理事務所（☎28六九九）

市民会館

勤労者福祉センター

市民会館の芝庭園も

有料開放

市民会館、上田勤労者福祉センターの使用料は別表②のとおりですが割増料金は会館、センターとも、
①営利を目的として使用する場合は、使用料の五割加算
②営利を目的としないが入場料などを徴収する場合は、三割加算
〈その他〉
両会館、センターとも、申し込みは、六ヶ月前から受付していますので、利用される方は早目に申

し込んでください。

〈お問合せ〉

市民会館（☎28〇七六二）

上田勤労者福祉センター（☎28七三三）

勤労青少年ホーム

一般にも有料開放

県営から市営に

県営の勤労青少年ホームが上田市に移管され、四月一日から市で運営することになり、一般の皆さんも、有料で利用できるようになりました。（使用料別表③）
利用を希望する人は、直接青少年ホームへ申し込んでください。
（☎28七一一七）

青少年ホームは、働く青少年の福祉増進と健全な育成のための施設です。勤労青少年の活動に差しつかえない範囲で、一般の皆さんに利用していただきます。

相 染 閣

一般休養の場合は、入場るとき一般百八十円、中学生百円（それぞれ入湯税含む）小学生七十円を払って、二階ホールと風呂が利用できます。専用室を利用するときは別表④の使用料が加算されます。

〈割増料金〉

①営利を目的として使用する場合は、使用料の五割加算。
②営利を目的としないが入場料な

道路占用料も

お問合せください。

④)

時間	料金
午前9時～午後5時	6,800円
	900円
	700円
	800円
	1,100円
	700円

⑤)

日	料金
全日	1,600円
午前9時～午後5時	700円
	600円
	600円
	600円
	1,300円
	100円
	50円
	無料
	500円
	200円
	無料

① 営利を目的として使用する場合は、使用料の五割加算。

交通災害共済見舞金額表

傷害の程度	見舞金	傷害の程度	見舞金
死亡	600,000円	1か月以上の傷害	30,000円
6か月以上の傷害	120,000円	21日 " "	20,000円
5 " "	80,000円	7日 " "	10,000円
4 " "	70,000円	7日未満の "	6,000円
3 " "	60,000円	身障見舞金	200,000円
2 " "	40,000円	弔慰見舞金	5,000円 (据え置)

死亡60万円に

交通災害共済の

見舞金を増額

4月1日から

市では、不幸にして交通事故にあわれた人のため、少しでもお役にたつ共済制度とするため、四月一日から左表のとおり交通災害共済金の増額改訂をしました。

この交通災害共済制度は、四十二年発足以来、今年で十年目を迎えました。この間、市民の皆さんのご理解とご協力により、現在、六万二千三百人（加入率五八％）

が加入されています。

今、皆さんが加入されている交通災害共済制度は、五月三十一日で期限がきます。五月中に限り自治会の役員さんがお宅に伺いますので家族全員が加入しましょう。

会費は、新規三百六十円、継続三百円、学童二百円です。

（お問合せ）
民生部市民課交通安全係（☎②②）

四一〇〇内線二七六

し尿汲取

手数料を改訂

し尿汲取手数料を、四月一日から次のように改訂しました。

二月二十九日に上田市廃棄物処理審議会から答申を受け、この答申に基づいて検討した結果、燃料

みんなで楽しく 利用しよう

千曲川市民公園の運動場
許可が必要に
〈4月1日から〉



費、管理費、人件費などが大幅に高騰したため適正料金に改訂しました。

〈汲取手数料〉

十八リットルにつき六十八円

〈付加料金〉

ホースの長さが三十メートルをこえるとき百円。

ホースの長さが六十メートルをこえるとき二百十五円が、それぞれ汲取手数料に加算されます。

〈申込方法〉
使用日の一か月前から受付ますが、一団体週二回までです。

〈使用料〉
無料

〈使用時間〉
六時～九時。九時～十二時。十二時～十五時。十五時～十八時。

〈用具〉
使用する団体で用意してください。

〈使用上の注意〉

- 1、許可証は、係員の要請があったら提示してください。
 - 2、使用後は、必ず清掃、整理してください。
 - 3、使用日変更の場合は、必ずその旨、届出てください。届出のない場合は、その後の使用をご遠慮いただくこともあります。
 - 4、施設内への車両の乗り入れは禁じてありますので厳守してください。
 - 5、使用に際し不適当な行為があると認めるときは、使用の取り消しをすることがあります。
 - 6、その他の事項については、係員の指示にしたがってください。
 - 7、使用中におけるケガなどの事故は責任をおいしません。
- 〈お問合せ〉
市教育委員会体育課（☎④一〇内線五五五）

上堀地区（西川原地籍）の千曲川河川敷を利用して、建設工事を

に火のこわさを忘れたちよつとした不注意が大きな被害と直結して

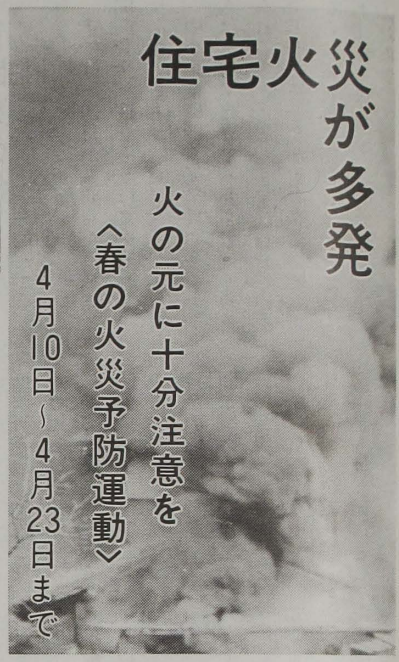
中止となった土地
2、土地基盤整備事業実施予定地

者が住宅等を建築するための除外でないこと
（整備計画変更日程）

住宅火災が多発

火の元に十分注意を 〈春の火災予防運動〉

4月10日～4月23日まで



春の火災予防運動が四月十日(土)から四月二十三日(金)まで行われま

す。
春は空気が乾燥し、春特有の突風が吹くなど火災が発生しやすい条件がそろっています。火の元には十分注意しましょう。

今年の火災は、一月から三月までに、すでに二十六件と近年になく多発しています。(四十九年二十一件、五十年十六件)

火災の種別も、住宅火災が十五件と多く(四十九年九件、五十年九件)、被害額も三千五百四十七万円と四十九年を三千六万円、五十年を二千七百七十八万円上まわる大きな被害をだしています。

この主な原因は、天ぷら鍋の掛け忘れ、ガス栓の閉め忘れ、電気ゴタツなど生活に密着した家庭器具の取り扱い不注意が大きな割合を占めています。

生活の向上にともない、ガス・電気器具が大衆化し、慣れとともに

農地の有効利用図る

農業振興地域

整備計画を変更

農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的利用に役立たせることを目的とした「農業振興地域の整備に関する法律」が四十四年に制定され、この法律に基づいて、農業の振興を図る地域を決め、農地の有効利用と農業の近代化の施策を盛り込んだ整備計画が策定されましたが、昨今の経済社会情勢の著しい変化により、整備計画をこの変化に対応できる計画に変更することが必要となりました。

に火のこわさを忘れたちよつとした不注意が大きな被害と直結しています。

この火災予防運動を機械に、もう一度、ガス・電気器具の正しい使い方を習得し、出かける前、就寝前の火の元点検、たばこの投げ捨て、放置、寝たばこなどの徹底禁止を習慣づけ、生命までも奪ってしまふ恐ろしい火災を市民一人一人が十分注意して防ぎましょう。大部分の火災は、皆さんが注意することによって一〇〇％防げます。

五十一年度では、この計画の農業振興地域の中を「農用地区域」と「その他区域」に区分してある農用地利用計画を変更します。その他区域になっている次のような土地は、積極的に農用地区域へ編入し、優良農用地の確保を図りますので関係農家の皆さんはご協力ください。

- 1、整備計画策定当時、事業計画があり、その他地域としておいたがその後、計画が変更となったり中止となった土地
- 2、土地基盤整備事業実施予定地
- 3、農用地としての優良性、開発可能性があり、農用地区域に含めることが適当な土地
- 4、農業用施設用地
- 5、また、次の要件に該当するときは、農用地区域から除外の対象となります
- 1、五十四年度までに具体的な事業計画があること
- 2、農用地区域外に代替すべき土地がないこと
- 3、農用地区域の周辺部の土地でかつ、変更後の農用地区域の利用上の支障が軽微である土地を除外すること
- 4、変更後の農用地区域の集団性が保たれること
- 5、変更後の土地利用が混乱を生じないこと
- 6、国、県の直轄、または補助している土地改良事業、農業構造改善事業等によって、土地基盤整備事業を実施した地区の土地及び当該事業が完了し、完了公告が終了した年度の翌年からは起算し、八年を経過していない地区内の土地を農用地区域から除外しないこと
- 7、農地法による転用許可を必要とするもので、当該許可を受ける見込みがあること
- 8、他人に農用地を売り、または賃貸して、買った者、または借りた者が住宅等を建築するための除外でないこと

- 〈整備計画変更日程〉
- ▽四月上旬〓基礎意向調査の実施
- ▽五月～六月〓事務局で農用地への編入、除外の検討
- ▽七月～八月〓地区推進委員会を対象となる農用地の現況調査、および編入、除外の検討
- ▽九月〓関係団体と協議
- ▽十月～十二月上旬〓変更整備計画案の作成
- ▽十二月中旬〓新農業推進協議会開催
- ▽五十二年一月〓県と協議
- ▽二月中旬〓変更整備計画案の公告縦覧(三十日間)
- ▽三月下旬〓異議申立て期間(十五日間)
- 県へ認可申請
- ▽六月頃〓認可(変更決定)
- 〈対象農家への通知〉
- 農業振興地域内に農地を持っていて、資料が届かない場合、また、整備計画変更についてのお問合せは、
- 農政部農林課(☎四一〇〇内線三三三・三三三有線〇七五)
- 塩田支所振興課(☎三三〇〇〇有線塩田二〇二)
- 川西支所振興課(☎二二〇〇二有線川西二二〇〇)へお問合せください。

被害の	
死	6か月以
5	"
4	"
3	"
2	"

上堀地区(西川原地籍)の千曲川河川敷を利用して、建設工事をする。

〈申込先き〉
上田市教育委員会体育課

〈お問合せ〉
市教育委員会体育課(☎四一〇〇内線五五五)

お知らせ

お年寄り、子供を

交通事故から守ろう

春の交通安全運動実施

春の交通安全運動は、四月六日(火)から十五日(木)までの十日間、全国いっせいに行われます。

春は、寒い冬から解放された子供達が戸外で遊びまわる季節です。道路への飛び出し、自転車乗りなどによる事故の多発が予想されますので、車を運転する皆さんはもちろん、家族ぐるみで取り組み、特に皆さんの注意で子供を事故から守りましょう。また、自分の

力で動く自転車でも、交通ルールを守らなければ大きな事故につながります。必ず正しい乗り方をしましょう。

〈運動の重点〉

- 1、歩行者、特に子供、老人の事故防止。
- 2、自転車利用者の事故防止。
- 3、運転、同乗者のシートベルト着用の推進。

市制度資金に 開業資金新設

市では、四月から新たに独立開業資金制度をもつて融資あつせんをします。

中小企業に働く従業員の多くの人、将来自立する夢をもつておられることと思います。自分の店や工場を持つとする際に必要となる設備資金、運転資金としてご利用ください。

〈対象者〉

市内に一年以上居住し、同一事業所に五年以上勤務された人、あるいは過去に同一業種の五年以上の経験実績を有する人で、満年齢二十五歳以上で開業して六ヶ月以内の人です。

〈資金の使途〉

開業に必要な運転、設備の資金

〈貸付金額・期間〉

一企業百五十万円まで、五年間

〈保証人および担保〉

- 1、保証人は、原則として市内に居住している人で、債務弁済の

お知らせのページ

お知らせのページ

資力を有する人、二人以上が必要です。

- 2、担保は原則としてとりません。

〈申し込み・お問合せ〉

商工部商工課商工相談所(☎②)

四一〇〇内線三〇四)

破傷風予防接種

破傷風の予防接種を下表により行いますので、希望する人は最寄りの会場で受けてください。

この予防接種は、二回受けないと効果がありませんので必ず二回受けてください。なお、昨年初回を済ませた人、追加接種後五、六年になる人は、一回受けてください。

破傷風は、きわめて死亡率の高い恐ろしい病気です。ちょっとした傷口から侵入する感染度の高い病気ですので、すすんで受けられるようおすすめします。

〈接種できない人〉

- (1)有熱患者、心臓・腎臓・肝臓・糖尿病・脚気・その他医師が接種するに不適当と認める病気ににかかっている人。
- (2)病後衰弱者、または著しい栄養障害者。
- (3)アレルギー体質、またはけいれん性体質者。

小児マヒ ワクチン投与

問診票が、会場に用意してありますので必ず体温をはかっておでかけください。

春期小児マヒワクチン投与を左表により行います。お近くの会場を受けてください。

対象年齢がすぎている幼児で追

加投与を受けていない幼児は、この機会に受けてください。

〈対象児〉
初回 五十一年七月一日から十二月三十一日までの出生者
追加 五十一年一月一日から六月三十日までの出生者。

〈時間〉

いずれも一時三十分から二時三十分までです。

小児マヒ生ワクチン投与日程表

月日	実施会場
4月13日(火)	川辺町会館 上塩尻公会堂 下青木公会堂 塩田母子健康センター
4月15日(木)	北常田公会堂 市豊殿支所 新田区民会館 川西社会福祉センター
4月16日(金)	市健康センター 三好町会館 上野が丘公民館 塩田母子健康センター

破傷風予防接種日程表

施行月日		会場	地域
1回目	2回目		
4月20日	5月28日	三好町会館 川西社会福祉センター 下青木公会堂	城下全域 川西全域 神川全域(梅が丘も含む)
4月23日	6月3日	川辺町会館 上塩尻公会堂 上野が丘公民館	川辺、泉田全域 塩尻全域 神科全域
4月27日	6月4日	上田市健康センター 豊殿支所 塩田母子健康センター	東部、中央、南部、北部、西部等全域 豊殿全域 塩田全域

〈加入手続き・お問合せ〉

民生部国民年金課国民年金係

(☎②四一〇〇内線二八四有線②)

▽と き 四月七日(木)午後二時
▽と ころ 上田市民会館
▽内 容 記念講演、アトラクシ

街を山を緑でつつもう

緑のまつり開催

4月10日(土) 11日(日)

近年、環境破壊や大気汚染が進み、自然保護が重要視されています。そこで、緑化をいっそう促進して豊かな郷土を築くため、4月1日から30日までの1か月間「国土緑化運動」が実施されます。

この緑化運動の一環として、次の行事を行います。林業を知り、家庭に緑をと計画されている皆さんは、良い機会ですので、おでかけください。

◎緑化苗木の頒布会

苗木を育てることにより、森林愛護など緑化運動を理解していただくとともに、環境緑化に協力していただくため、緑化苗木を無償で頒布しますので希望者は早目におでかけください。

とき＝4月10日(土)11日(日)午前9時から
ところ＝上田公園内展示館前(緑のまつり会場)
配布数＝1日、1人、1本あて、先着順に3,000本

◎緑のまつり

わたしたちの郷土の山々や家庭に緑をと願い、森林組合など県下で生産指導された苗木、緑化木、盆栽などを、市が協賛して展示即売します。

期間＝4月10日(土)午前9時から午後5時まで
4月11日(日)午前9時から午後4時まで
場所＝上田公園内

内容＝林業機械展示、相談コーナー(緑化木、盆栽手入、山林経営)緑化木・盆栽・特産品・手工具の展示即売

◎緑の羽根募金運動

国土緑化に対する理解を願い、環境緑化、森林資源の造成など国土保全の資金となります。

山火事防止はみんなで

山火事の発生しやすい季節となりました。ちょっとした不注意から、例年、山火事が多く発生しています。今年もすでに数件発生しました。

緑の山を一挙に灰にしてしまうことのないよう、山に入ったらタバコの吸がら、たき火に十分気を付けて、市民みんなで山火事を防ぎましょう。

「植木まつり」
四月十二日(月)～十八日(日)
上田公園で、苗木、盆栽などを即売

四月十二日(月)から五月一日(金)「審査の申し出」
四月十二日から五月十一日までその他については、三月一日発行の広報うえだに掲載されているとおりです。

五十一年度固定資産課税台帳の縦覧期間を、三月一日発行の広報うえだで、四月一日から二十日までとお知らせしましたが、現在、国会での地方税法の改正法律案の審議が遅れていますので、次のとおり期間を変更します。

《縦覧期間》

四月十二日(月)から五月一日(金)

《審査の申し出》

四月十二日から五月十一日まで

その他については、三月一日発行の広報うえだに掲載されているとおりです。

国民年金 保険料が改訂
本年四月から、国民年金の定額保険料が今までの月額千四百円から千四百円に改訂されました。
また、より高額の年金を言う人の付加年金の保険料は、現行どおり四百円です。この加入者は月額千八百円の保険料となります。

国民年金は、年をとった時に老齢年金を、けが、病気などで障害がのこったときに障害年金を、母子世帯には母子年金などと、加入者の生活の安定を図ることを目的とした制度です。このため、一昨年の春には大幅な年金額の引き上げが行われました。

このようなこともあり、四月分から定額保険料は、千四百円になります。くわしいことは、民生部国民年金課国民年金係へおたずねください。(☎224-100内線二八四有線2071)

国民年金に加入(任意)しよう

国民年金は、農業、商業、建築業、理髪業など他の年金制度に入っていない人を対象にした制度ですが、サラリーマンの奥さん、

学生、年金や恩給を受けている人とその奥さんは、国民年金へ任意で加入できます。任意加入すると、一年以上の加入期間で老齢年金が受給できます。万一の事故にも年金が支給されます。また、納めた保険料は、税金の控除対象になります。任意加入は、本人の希望で加入するため、さかのぼって加入することはできません。

国民年金は、二十歳から六十歳までに加入することになっています。六十歳を過ぎると加入できません。年金額は、保険料を納めた月数により計算されますので、なるべく早く加入した方が有利です。

《加入手続き・お問合せ》
民生部国民年金課国民年金係・(☎224-100内線二八四有線2071) 塩田支所(☎383-000有線(塩田)二〇二二) 川西支所(☎312-00二有線(川西)二〇二二) 豊殿支所(☎224-00一有線20921)

新卒就職者 激励大会開催

四月七日市民会館

今年三月、各学校を卒業し、市内の事業所に就職した人を対象に次により「新卒就職者激励大会」を開催します。該当者はもちろんご家族や一般の方も多数ご参加ください。

固定資産課税台帳の縦覧期間が延期に...

▽と き＝四月七日(水)午後二時
▽と ころ＝上田市民会館
▽内 容＝記念講演、アトラクション他。
演題・「職場内の人間関係」
講師・桑村信賢さん(言論科学振興協会常務理事)
主 催＝上田市、上田公共職業安定所、上田商工会議所、上田職業安定協会。

利用ください。
《対象者》

1、保証人は、原則として市内に居住している人で、債務弁済の

(3)アレルギー体質、またはけいれん性体質者。

施行月
1回目

4月20日

4月23日

4月27日

※時間は午後1時30分から2時30分までです。

51年度上田市自治会長名簿(敬称略) 任期1年

[illegible]

憲法を守り
どんな差別も
なくそう!

同和問題を考える

二月一日号で基本的人権が侵されていることが差別であり、今日の私たちの生活の中に差別が存在していることに触れました。

新憲法が施行され、民主主義の時代となつて三十年近くなつた今日、なお男女の差別、貧富の差別、職業による差別などさまざまな差別が現に存在しているのです。

私たちは民主主義をとるえな
がらも、日々の暮しの現実と真
の民主主義を正しく結びつけな
いままに、差別は依然として残
されてきました。

憲法で基本的人権がいくら保障されても、そのことがただちに国民の暮らしの中で、事実として現われるものでないことを正しく理解することが大切です。

政治の主権をもつ国民が、国の政治を正しく見守り、国民の一人ひとりが、憲法で保障する自由と権利を、ほんとうに暮しの中に実現するように努めなければ、憲法も基本的人権も、絵

に画いた餅にひとしく、差別は残され、なくならないのです。

部落差別が、今日なお生き続けていることによって、明らかに昭和三十九年、内閣に出

れた「同和対策審議会答申」では「同和問題とは、現代社会に

おいでも、なおいちじるしく本
的人権を侵害され、とくに近

代社会の原理として何人にも保
障されている市民的権利と自

を完全に保障されていないと
う、もっとも深刻にして重大

社会問題である”と述べ、差別が現存していることをはきり指摘しています。

部落差別は、今日の社会に

集積として存在し、社会における不合理、矛盾とささえる役

を負わされながら、なまなま
く生き続けているのです。

同じ人間でありながら、た
たま同和地区に生まれ育った

いうことで、憲法で保障されている基本的人権が侵害さ

就職や結婚の道がとぎされて
るばかりか、多くの人を死に

「いやっている事実を私たちは
う考えるべきでしょうか。」

同和地区の人ひとの権が
立されなければ、国民全体の
権の保障もあり得ないのでは

いでしょうか。
(終)

成しますので、配布した台

風疹(ふうしん)が流行

配のないものですが、自分でも気づいていない妊娠早期にり患する

成人の大部分は、幼小児期に感
染、発病するか、一部発病しない

が、今年は、ワクチンが間にあわないようです。(上田市医師会提供)

現在で、レントゲン世帯台帳を完成しますので、配布した台帳を良

危険物は70%が再び資源に

毎日出るゴミを見直そう

むだなゴミを出さない運動に協力を

むだをなくし物を生かす市民運動特集

資源活用推進本部(本部長石井市長)が実施している「むだをなくし物を生かす市民運動」の一つ「むだなゴミを出さない運動」を市民の皆さんに実行していただくため、収集車が集めてくるゴミの処理方法などを知っていただくとともに、再資源として活用できる物の取り扱い、ゴミの出し方などについて考えてみましょう。

現在、人間のあらゆる活動、生産、流通、消費などすべての過程からゴミが排出され、しかも年々ゴミの排出量は増加し、このままの状態が続けば、やがて人間も地球もゴミの山にのみこまれ、地球を支配するのは、ネズミと巨大なゴミの山であると言われていました。

人間が生み出した物は、人間が真剣に考え処理しなければなりません。上田市でも四十三年からゴミ処理について真剣に取り組み、研究に研究を重ね、ゴミの焼却処理、危険物処理など全国でも優秀な処理場であると国からも推奨されるまでになりました。

この研究された処理により、危険物はこまかく分類され、七〇%が再資源として生れ変わっています。また、現在は焼却炉で処理されている、一般にごみと言われる可燃物はどうでしょうか。これも焼却する前に細分類することにより再資源として活用できることが分かっています。

では、皆さんが出される「ゴミ」と言われる物の処理についていろいろ知っていただきますよう。

可燃性のゴミは 良く分類、こん包して

収集場所へ

一般にゴミと言われるものには可燃性のゴミ(以下ゴミという)と不燃性のゴミ(以下危険物と言

う)があり、市では、ゴミと危険物を分けて収集しています。

市内から出るゴミは、四十九年一万九千九百九十六トン、(総排出量の八六・五%)、二トントラックに九千六百台分が排出されています。そのゴミ質は、紙類三八・

五%、厨芥(ちゅうかい)類三五%、繊維類一六・五%、その他一〇%となっています。

しかし、各収集場所に出されるゴミは、紙類、厨芥類、繊維類などごちゃごちゃと一緒に、きたない物をあつかうように手をはぶいた、雑なまとめ方で出されているので焼却する以外方法がありません。

ゴミは、本当にきたない物なのでしょうか。家庭で楽しく食事した残物、紙コップ、着ふりした洋服類、読み終わった新聞、雑誌、商品の包装紙等々……一つ一つを見ると皆さんが思っているほど「きたない物」ではありません。



収集場所に集められた無整理のゴミの山

「きたない物」を出すのではなく「いらなくなった物」を処理するとして、収集場所へ出す時も自分の部屋を整理する気持で、紙類、厨芥類、繊維類などに分類して、収集車に積みやすいよう小さくこん包して出しましょう。

分類されて収集できれば、紙類や繊維類は、回収業者に引き取られ再資源として活用されるでしょう。このように廃棄物(ごみ)は再資源として活用できる物がかなり含まれています。

これを生かすには、市民一人一人がいかに細かく分類して、収集場所に出せるにかかっていると云えます。

4月25日(日)
資源活用広場
市役所駐車場で開催
(雨天29日)

ビン、ガラス、金属類は

カーゴとに分類し、それぞれのメーカーへ、また、割れたビン、ガラス類は、色分けをしビン工場

ガラス工場へ資源として送ります。金属類(カン類、家電製品、自転車類、トタン類)は、プレスして

プラスチック類は
危険物として
出しましょう

ビン、ガラス、金属類は 資源として再び市場へ

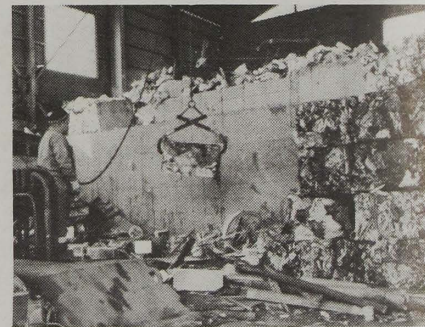
危険物減量システムが威力

市内から出る危険物は、四十九年二千九百七トン（総排出量の一三・五％）、二トントラックに千四百五十台分が排出されています。

危険物は、各種のビン・カン類家電製品、自転車類、トタンなど雑多な物があり、この中には、有効に再資源化できる物がかなり含まれています。

この再資源化できる物をいかに効率よく活用させるか、市は、研究を重ねた結果、四十三年から危険物減量システムを導入しました。

このシステムは、収集された危険物の中から、割れていないビン（ビール、ウイスキー、酒ビン等）で再利用できる物を抜き出し、メ



ーカーごとに分類し、それぞれのメーカーへ、また、割れたビン、ガラス類は、色分けをしビン工場

と不燃性のゴミ（以下危険物と言う）があり、市では、ゴミと危険物を分けて収集しています。

量の八六・五％）、二トントラックに九千六百台分が排出されています。そのゴミ質は、紙類三八・

品の包装紙等々……「一つ」を見るに皆さんが思っているほど「きたない物」ではありません。

ガラス工場へ資源として送ります。金属類（カン類、家電製品、自転車類、トタン類）は、プレスして製鉄工場へ送る方法です。

この方法は、市が業者に委託して行っていますが、収集された危険物の七〇％が再資源として生かされています。

この作業が円滑にできるよう、市民の皆さんも、ビン類、ガラス類、金属類に分類し、収集しやすいうようこん包して収集場所に出すようご協力をお願いします。

▲スピーディーに処理 される危険物

包装が不用となり廃棄処理するときに表面化します。
上田市の場合、土に還元することができないので、大部分が清掃事務所へ収集されます。清

と一緒に収集され焼却されている物もかなりあり対策に苦慮しています。
また、年々、この種の廃棄物が増加し、この処理に要する経費

廃棄物処理に苦慮

プラスチック包装を考える

まず、プラスチック包装のとき使われるビニールフィルムには、大部分が、カドミウムなどいろいろな有害物質が含まれていること、現在の科学技術では土に還元させることができない事などです。
この問題点が、プラスチック

清掃事務所では、焼却したくとも含有する有害物質により大気が汚染されるので、現在、不燃物として破碎し、埋立処理していますが、まだ紙類などの可燃物

も相当なものです。
以上のことから、購入商品代金だけでなく、一部、税の負担としても皆さんにはね返ります。そこで販売店や消費者の皆さん

包装材料が、古新聞になったら、家庭の古新聞などが有効に利用されることになり、購入商品代金も、一部、税の負担も軽減されることでしよう。

「むだをなくし物を生かす市民運動」も、市民の皆さんが実際に行動することにより、成果をあげることが出来ます。お互いよりよい街づくりを目指し、みんなで協力しましょう。

プラスチック類は 危険物として 出しましょう

プラスチック類は、燃えやすい物ですが、これを燃やすと大気を汚染しますので、危険物として出すようお願いいたします。市では、これらを破碎して埋立処理を行っています。

（登録された主な品物）

冷蔵庫、ミシン、ガス風呂、流し台、自転車（子供、大人もの）、バイク、電気温水器、電子レンジ、電気がま、応接セット、贈答品、衣類などいろいろあります。

不用品の紹介
あっせん制度
スタート
登録もどうぞ
（4月24日国まで）

希望者は、資源活用推進本部事務局（市民課生活係）まで、電話などでご連絡ください。不用品や譲っても良い品物があったら、電話などで事務局へ登録することを勧めます。（☎22四一〇〇内線二七六有線②〇七一）

みんなのページ



保存指定樹No.9(幹周2.21)
諏訪部丸山瑛一さん所有のクヌギ

みんなのページ

最近、青少年のシンナー遊び、万引き、不純異性交遊など身近な所でおきた事件が新聞などで報道され大きな問題になっていきます。しかし、この事件は、ほんの氷山の一角に過ぎませんし、市内でもこれらの問題をおこすおそれがあると思われる不良行為に浸っている青少年が、かなりの数にのぼっています。

上田市青少年育成センターがまとめた、不良行為街頭補導状況によると、昨年一年間で五百二十三人が補導を受けています。

行為別にみると、喫煙(76人)夜遊び(46人)、怠学、不良交遊(各32人)などとなっております。一歩間違えば刑事事件に直結する可能性が少年補導委員の日誌からも伺えます。

午後五時四十分、千曲川原の草むらのかけで高校生二人がタバコ

青少年の不良化防止は 家族の温かい心で…

街には悪の温床がいっぱい

を吸っている。近づいても知らぬ顔、見れば、ぎこちない手つきで何か虚勢を張っている感じ、腰をおろして話かけた。「この場所へよく来るの」「いつからタバコを吸いはじめたの、吸うことをどう感じているの」などたずねると、「時々来るが、ここで吸うのは初めて」「三、四回吸った。友達に誘われたのが始め、うまくない」「チョットいいこととも思わない」

と、少年は黙って吸い続けた。少年は、上田市青少年育成センターの委託を受けた少年補導委員の皆さん五十名は、それぞれ受け持ち区域を定期的に巡回し不良行為の防止と補導を行っています。また、市内三十二の自治会にも上田市青少年健

トかつよくて、スリルがある」との答え、タバコの害とものと青年らしいことをすることの大切さを話すと、やめてもいいという。案外すなおな二人だった。たばこを受け取って「しつかりやれよ」といって別れた。この前の高三の子はひどかった「いらぬお世話だうんぬん」といって、たばこの箱を投げつけて逃げられた時と比べて今日はうれしかった。

○月○日

こんなに遅くなるまで帰宅せずにいる、高校生男女二人に諏訪形神社で会う。学校帰りらしい。家

の人の身になって、つまらぬ遊びはやめて早く帰るよう注意し、これからの自分の態度に責任を持ち規律ある生活をするよう言い聞かせた。

上田市青少年育成センターの委託を受けた少年補導委員の皆さん五十名は、それぞれ受け持ち区域を定期的に巡回し不良行為の防止と補導を行っています。また、市内三十二の自治会にも上田市青少年健

全育成会があり、それぞれ、青年に良い遊びを指導したり、映画会やハイキング、野球排球大会などをを行い、青少年の健全育成に努力されています。

しかし、青少年の不良化を防ぐには、家族ぐるみで話し合える中にも、厳しさがある温かい家庭が必要だ。

不良化は、過保護であり、放任主義の家庭が温床となっている場合が多いようです。

家庭でも、ふだん変った、次のような態度がみえたら、温かい心で接し、相手の気持ちになって相談にのり、やさしく指導しましょう。

▽うそをついたり、おちつきがない。

▽不良じみた友達がたずねてきたり、コソコソ電話をかける。

▽行き先も言わず外出したり、夜遊びや外泊が多い。

▽いつもイライラして、親や家族の者に乱暴したり、口答えする。

▽カバンや紙袋に着がえなどを入れて持ち歩く。

▽いかかわしい本など隠れて読む。

▽隠語をつかったり、ことばづかいが荒い。

▽理由をつけては、学校や勤めなどからおそく帰る。

▽オートバイや車に夢中になり、夜間に乗りまわす。

ご寄付お礼

▽上原トシ子様(材木町一)、装飾品福袋と手マリ、ケース入、市長室装飾用として。

▽上田市任意共済推進協議会様、普通乗用車バン、庁用自動車として。

▽柄沢さと様(本郷)、二十万円報恩寮施設資金として。

▽三輪善方様(別所温泉)、四万円、報恩寮施設資金として。

▽花岡かつえ様(中央三)、五十五万八千八百八十五円、報恩寮施設資金として。

▽国分保育園第一回保護者会様、ステージカーテン、国分保育園へ。

▽塩田中央保育園保護者会様、レコードプレーヤー二台、電池時計一台、塩田中央保育園へ。

▽南岩鼻建材様、姿見一台、勤労青少年ホーム着物教室用として。

▽田中利男様(中之条)、土地九十六・六七五平方メートル、中之条同和地区集会場用地として。

▽東部保育園保護者会様、園児用整理引き出し、東部保育園へ。

▽柳カキイチ上田営業所様、ステレオ流し台、公園管理事務所へ。

月16日
号

田 市
書 課
②4100
印刷

完成

さい

1丁目(旧建設してい成、4月9

ろん、市内のご利用も

事4面)



式

2面
3面
4面
5面
7面
7面
8面
8面